

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項のうち、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるものを教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとする。

(第九十三条第二項第三号関係)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する修正案

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち学校教育法第九十三条第一項の次に二項を加える改正規定のうち第二項第三号中「学長が」を削り、「必要であると認める」を「必要なものとして学長が定める」に改める。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（傍線部は修正部分）

修正案	政府案
<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>一 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>二 学位の授与</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、<u>学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの</u></p> <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>